

【 総 則 】

第1条 乙は、表記物品を、表記契約金額をもって、表記納入期限内に、表記納入場所において甲に納入しなければならない。

2 乙は、物品の納入にあたって、その品質、形状、寸法等については、すべて甲の定める規格、仕様書、図面または見本等により納入しなければならない。

3 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品を納入するうえで当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で行う。

【 監 督 】

第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

【 納 入 】

第3条 乙は、物品を納入するときは、納品書を提出しなければならない。

2 乙は、甲に納入した物品を、甲の承認を得ないで持ち出すことはできない。

【 検 査 】

第4条 納入する物品は、甲の定める検査に合格したものでなければならない。検査に直接必要な費用および検査のため変質変形または消耗毀損した物品に係る損失は、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものはこの限りでない。

2 前項の検査は、乙から物品の納入が完了した旨の通知を受けた日から10日以内に行う。この場合において、必要があるときは、甲が自らまたは第三者に委託して、破壊もしくは分解または試験をして検査を行うことができる。

3 乙は、甲の指定する日時および場所において、検査に立会わなければならない。検査に立会わない場合は、乙は、検査の結果について異議の申し立てができない。

4 乙は納入した物品の全部または一部が検査に合格しない場合は、すみやかにその不合格となった物品を引き取り、手直しまたは引換等により仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

5 前項の場合において、甲は1回に限り、手直しまたは引換等のための期間として相当日数を指定することができる。乙は、手直しまたは引換等が完了した場合は、ただちに届け出て検査を受けなければならない。この場合の検査は、第1項から3項に準ずる。

6 前項の場合の日数は、第6条第1項の規定による遅延違約金の徴収日数に算入しない。

7 甲は、検査に合格しなかった物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

8 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議のうえ定める。

【納期の延長】

第5条 乙は、納入期限内に物品を納入することができない理由が生じたときは、すみやかにその理由、遅延日数等を詳記して甲に納入期限の延長を願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができるいものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

【遅延違約金】

第6条 乙は、指定期日に物品の納入を完了しないときは、延滞日数に応じ契約金額に年

3．1％の割合で計算して得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 前項の規定により計算した違約金の額が100円未満であるときは、違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。

4 第4条第5項の規定による手直し等が指定期日以降にわたるときは、当該契約に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

【請求・支払い】

第7条 乙は、納入物品が検査に合格し完納した後、第4条第8項もしくは第10条第6項の協議が成立した後、または第10条第5項の規定により甲の所有とした既納物品以外のものの引き取りが完了しなければ、代金を請求することができない。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において支払う。

3 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めにより、乙に対し延滞日数に応じ支払金額に年3．1％の割合で計算して得た額を遅延利息として支払う。

【事 情 変 更】

第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲または乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

【協議による変更・解除】

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部もしくは一部を変更、中止または解除することができる。

2 前項および第8条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更する。

3 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させ、または

返還する。

4 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲と協議のうえ、この契約を解除することができる。

(1) 第1項の規定により、甲が物品の納入を中止させ、または中止させようとする場合に、その中止期間が3月以上におよぶとき、または契約期間の3分の2以上におよぶとき。

(2) 第1項の規定により、甲が契約内容を変更する場合に、契約金額が2分の1以下に減少するとき。

【甲の解除権】

第10条 乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は、何ら催告を要せずに契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する事由により期間内に契約を完了しないとき、または完了の見込みが明らかにならないと甲が認めるとき。

(2) 乙またはその代理人若しくは使用人が契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙またはその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督または検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 乙が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属する。ただし、正当な理由によって契約の解除を申し出た場合は、甲は、本項を適用しないことがある。

3 乙が契約保証金の納付を免除されている場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、契約金額（履行部分がある場合は、契約金額から履行部分の代金を控除した金額とする。）の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、正当な理由によって契約の解除を申し出た場合は、甲は、本項を適用しないことがある。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、甲に生じた損害を、乙は賠償する責任を負う。

5 第1項の規定により契約が解除された場合において、既納物品があるときは、甲は、必要と認める既納物品の全部または一部を甲の所有とすることができる。乙は、甲の所有とした既納物品以外のものは、甲の指示する期限内に、乙の負担において引き取らなければならない。

6 前項の規定により甲の所有とする既納物品の代金については、甲乙協議のうえ定める。

7 第2項の規定により契約保証金が甲に帰属した場合において、第5項の規定により既納物品の全部または一部を甲の所有としたときは、甲は、その契約保証金のうち当該既納物品の代金の100分の10に相当する額を乙に返還する。

【談合その他不正行為による甲の解除権】

第10条の2 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その代表者または代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

【危 険 負 担】

第11条 物品の所有権は、検査に合格したとき、または第4条第8項の協議が成立したときに、乙から甲に移転し、同時にその物品は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意または過失により生じた損害についてはこの限りでない。

【瑕疵担保責任】

第12条 乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足その他の隠れた瑕疵について、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換もしくは補足または損害賠償の責任を負う。

【保証金の返還】

第13条 甲は、乙の請求に基づき、契約保証金の全部または一部を代金の支払のときに返還する。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の規定により契約が解除された場合において返

還すべき契約保証金があるときは、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に返還する。ただし乙は、第10条第5項に定める甲の所有とした既納物品以外のものの引き取りが完了するまでは、契約保証金の返還を甲に請求することができない。

3 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

【 相 殺 】

第14条 甲は、この契約において、乙から取得する金銭があるときは、乙に支払うべき代金または返還すべき契約保証金と相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴する。

【保 証 担 保】

第15条 第9条第2項・第3項、第10条第2項・第3項・第7項、第13条、第14条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合について準用する。この場合において「契約保証金」は「契約保証金の納付に代えて提供された担保」と読み替える。

【権利義務の譲渡・担保の禁止】

第16条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

【秘 密 保 持】

第17条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。足立区個人情報保護条例の対象とする個人情報を取扱う契約については、別紙の定めに従うものとする。

【談合その他不正行為に係る損害の賠償】

第18条 乙は、この契約に関して、第10条の2第1項各号のいずれかに該当したとは、甲が契約を解除するか否かを問わず、かつ、甲が損害の発生および損害額を立証することを要することなく、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第10条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合。

(2) 前号に掲げるもののほか、第10条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が甲に金銭的な損害を生じさせるものでないことを乙が立証し、甲において特に認める場合。

(3) 第10条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合（乙について刑法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定した場合を除く。）。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

【情報通信の技術を利用する方法】

第19条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承認および解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

【疑義の協議】

第20条 この契約条項および仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約条項もしくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

【足立区契約事務規則の遵守】

第21条 乙は、この契約条項のほか足立区契約事務規則を遵守しなければならない。

【単価契約の場合】

第22条 乙は、甲の発行する発注書等の指定期日までに、指定の場所に物品を納入する。

2 乙は、代金の請求については、検査終了後、1ヶ月分をまとめて翌月10日までに甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合はこの限りでない。

3 第6条の「契約金額」は、「発注金額（契約単価に発注数量、消費税率を乗じて得た額をいう。ただし、契約単価が消費税込の場合は、消費税率を除く。）」と読み替える。

4 第10条および、第18条の「契約金額」は、「発注予定金額（契約単価に発注予定数量、消費税率を乗じて得た額をいう。ただし、契約単価が消費税込の場合は、消費税率を除く。）」と読み替える。

甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

書 類 添 付 位 置

物品